

2012年1月31日

「会社法制の見直しに関する中間試案」に対する意見

公益社団法人 関西経済連合会

会社法は、企業の存立と事業活動を定める基本法である。その内容は、適正な企業統治を担保するとともに、企業の活性化や国際競争力を向上させ、ひいては日本経済の成長に寄与するものでなければならない。

企業に対する規制や規律は、会社法のみならず、金融商品取引法や証券取引所規則などで新たな定めが近年急速に増えてきている。個々の不正事案に対しては関係法令等の適用により厳格に対処すべきであるが、会社法の見直しにより、企業全体に一律に過度な規制や規律を課せば、適正な企業統治に腐心し、コンプライアンスにも努めている大多数の企業にとっては負担増となり、日本経済の活力低下を招く。

企業は、国内外の多様な利害関係者から信頼を得ることができなければ、その存続と発展を望むことはできず、内部統制や開示・IRなどの仕組みについても継続的に改善の努力をしており、今後も自主的な取り組みを尽くしていく所存である。

会社法制の見直しにあたっては、このような企業の自主的で実効性のある取り組みを支え、自浄能力強化へのインセンティブを働かせるという観点から検討がなされるべきである。過度な規制や規律は、企業活動を萎縮させることになりかねない。

こうした基本的な考えの下、法務省の「会社法制の見直しに関する中間試案」に対して、懸念あるいは改善すべき論点について、下記の通り意見を表明する。

記

第1部 企業統治の在り方

1. 社外取締役の選任の義務付け

C案の現行法の規律を見直さないというのに賛成である。【中間試案1頁、第1の1】

現行法の下でも、経営の監督について、監査役に十分な権利と役割が与えられており、監査役設置会社には半数以上の社外監査役の選任がすでに義務

付けられている。また、証券取引所の規則として、独立役員の確保も義務付けられている。多くの企業は、適切な企業統治をめざし、内部統制や情報公開にも適切に対応しているところである。

このような中で、社外取締役の選任を義務付けることが、真に企業統治の向上につながるか不明確である。経営の監督を適正かつ実効的に行いえるかということは、社外性という形式的な基準ではなく、根本的にはその任に当たる個人の意識や資質ということに左右されるものと考えられる。

企業統治については、形式的な義務付けよりも、企業が自主的に株主等の多様なステークホルダーから評価されるような実効性のある企業統治体制を構築できるようにすべきである。

2. 監査・監督委員会設置会社制度

現行の二制度（監査役制度、三委員会設置会社制度）と同水準の企業統治機能が確保できるような機関設計であれば、社外取締役を活用しやすくする監査・監督委員会の設置をオプションとして制度化することに賛成する。【中間試案1頁、第1の2】

ただし、監査・監督委員会の機関設計にあたっては、以下の点に配慮したものにすることが必要である。

(1) 監査・監督委員会の構成・権限等

監査・監督委員会を構成する社外取締役の割合については、補充人員も考慮した選任という実務上の対応に配慮し、過半数ではなく、半数以上とすべきである。

(2) 監査・監督委員会の経営者からの独立性を確保するための仕組み

監査・監督委員会は取締役会の内部機関という位置づけであり、監査・監督委員は、取締役会の決議により選定するようにすべきである。取締役会が自ら企業統治の強化を図るという意識の明確化に意義があるとともに、委員構成の追加や変更にも機動的に対応できることになる。

(3) 監査・監督委員会設置会社の取締役会における業務執行の決定

監査・監督委員会設置会社の取締役会における業務執行の決定については、複数の社外取締役の選任により取締役の監督機能の充実が期待されることから、取締役会から委任できる業務執行の範囲は、重要な財産の処分及び譲受け、多額の借財に限らず、重要な使用人の選任及び解任、社債を引き受ける者の募集に関する重要事項の決定なども含めて広く認められるべきである。そのことにより、取締役会は重要度の高い事項に重点を置いて充実した審議を行うことで、取締役会の監督機能の実効性向上が期待できると考える。

3. 社外取締役及び社外監査役に関する規律

(1) 社外取締役等の要件における親会社の関係者等の取り扱い

B案の現行法の規律を見直さないものに賛成する。【中間試案4頁、第1の3の(1)】

社外取締役及び社外監査役については、親会社の関係者や近親者という形式的な属性で要件を一律に厳格にすることよりも、個人を実質的に判断し、その任にあたる意識と資質の高い人材を広く確保していくことが重要である。

社外取締役や社外監査役にふさわしいかどうかは、株主総会の役員選任議案において、現経営陣が選任理由を示し、株主の判断に委ねるという現行法の枠組みが適当である。

また、重要な取引先関係者についても、それを要件にすることには反対する。市場環境や組織再編等により、企業の取引関係に変化がある中では、社外性の要件が変動することになり、法的に極めて不安定となる。取引先関係者は、企業の業務内容に知見があり、社外取締役等としての監督機能をむしろ実効的に果たしうるという点を評価すべきである。

(2) 社外取締役等の要件に係る対象期間の限定

中間試案のB案による場合でも、社外監査役になりうる人材を広く確保するため、社外監査役の現行要件に係る対象期間を限定すべきである。企業経営をめぐる環境変化が非常に早くなり、過去要件に拘る意義はあまりなく、就任前5年に限定することを検討すべきである。

(3) 取締役及び監査役の責任の一部免除

(2)と同様に、中間試案のB案による場合でも、責任の一部免除ができる対象を拡大すべきである。責任限定契約等の規律は、そもそも、社外取締役であるかどうかではなく、業務執行に関与する者であるかどうかによって画すべきである。

4. 支配株主の異動を伴う第三者割当による募集株式の発行等

C案の現行法の規律を見直さないというのに賛成である。【中間試案6頁、第3の1の(1)】

特に、提案されている株主総会決議の義務付けについては、その影響が強く懸念される。企業にとって、資金調達は経営戦略に係る重要事項であり、経営危機の回避などのため、緊急を要する場合には迅速かつ柔軟に実施することが必要である。株主総会の決議を要することになれば、開催が間に合わず、資金調達の機会を失する可能性も十分にあり、株主の利益にも反する

ことになりかねない。

現行法の下でも、差止請求制度や無効の訴えなど、既存の株主を保護する手当てはすでになされており、証券取引所規則においても一定の制限が課されている。株主保護の観点から、濫用的な第三者割当を防止するための規律の必要性については理解できるものの、会社法における規制のあり方については、慎重な検討を求める。

第2部 親子会社に関する規律

1. 多重代表訴訟制度の創設

B案の現行法の規律を見直さないというのに賛成である。【中間試案10頁、第1の1】

現行法の下でも、親会社株主の保護は手当てされている。親会社は、子会社の株主の立場から子会社を間接的に監督し、必要に応じて子会社役員への責任を追及できる。また、親会社取締役が任務懈怠によって子会社役員に対する会社法上の訴えを提起しない場合には、善管注意義務違反を構成するものとして、親会社株主は、当該親会社取締役に対して株主代表訴訟によって責任を追及できる。

仮に、多重代表訴訟制度が導入されると、海外子会社について、我が国とは異なる裁判制度の下で訴訟が増える恐れがあり、グローバルな事業展開に支障をきたしかねない。

多重代表訴訟については、そもそも親会社と子会社の法人格が独立であるという法の基本原則にも反するものとなる。

なお、B案による場合でも、中間試案12頁（注）で例示されている規律は、重要な子会社だけでなく子会社全般に係るものとなり実務負担が過大になる上に、濫訴・濫用の危険性があり、事実上の結果責任となるものであり、不適切なものである。

以下、具体的な規律に即して申し述べると、アについては、子会社が多数ある場合に、親会社の取締役会が子会社取締役の個々の業務執行を監督することは現実的でないばかりか、監督の具体的な程度も不明確である。

イについては、子会社取締役に対する責任の追及は、諸般の事情を考慮して実施されるのであり、一律に親会社取締役の任務懈怠が推定されるのではなく、個別の事案ごとに判断されるべきである。

ウについては、「事実があることを疑うに足りる事由」という要件では、通知請求ができる範囲があまりにも広範囲に及び、企業の対応実務の負担が

大きいばかりか、通知請求が濫用される危険性がある。

2. 親子会社間の利益相反取引に関する規律

B案の明文の規定は設けないものとするというのに賛成である。【中間試案 13～14 頁、第 2 の 1】

親子間の利益相反取引に関しては、そもそも取引が子会社にとって合理的な取引か否かの判断は、最終的に子会社側で行うものであって、子会社取締役の善管注意義務の問題であり、その合理性の立証を親会社側に求めることには理論的に無理がある。また、既に税法や民法等によって必要な規制がかけられている。現実的にも、利益相反に当たるかどうかを個別の事案について、逐次精査しながら取引を行うことは困難である。取引の円滑な遂行に支障をきたす。また、個別取引が訴訟に持ち込まれうる明文規定の存在は、正当なグループ内取引までも萎縮させることになりかねない。

3. 組織再編等の差止請求

B案の明文の規定は設けないものとするというのに賛成である。【中間試案 19 頁、第 5】

現行法の下でも、株主には、組織再編の無効の訴え、株主総会決議の取消の訴えを本案とする差止を求める仮処分申し立てにより、組織再編の効力を争う手当てがある。差止請求が行われると、企業としては、事実上、組織再編の交渉や手続きを止めざるを得なくなるという重い意味あいがある。仮に差止請求に係る明文規定を設けると、適正な組織再編の実施に対しても萎縮効果を及ぼすことや、濫訴の危険性があると考えられる。

4. 詐害的な会社分割等における債権者の保護

詐害的な会社分割等における債権者の保護については、その考え方には賛成できるが、会社分割において、既存債務を分割会社と承継会社でどのように負担させるかは経営戦略に係るものであり、適正な会社分割を妨げ、過剰な債権者保護とならないような配慮が必要である。具体的な制度設計にあたっては、適用要件の明確化など、慎重な検討を求める。【中間試案 20 頁、第 6 の 1】

以 上